



## 海事衛星通信サービス契約者設備契約条件

KDDI株式会社

- (1) 設備は、インマルサットの型式承認を得たものであること。
- (2) 設備は、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）が別に定める「使用契約者が取り付ける設備の技術条件」（以下「技術条件」という。）について、次のとおりであること。
  - ・ 設備が技術条件に適合し、かつ、その後もこれに適合するよう保守する。
  - ・ 設備が技術条件に適合しなくなった場合は、これの改善を行い、技術条件に適合すると認められるまで、この設備は使用しない。
  - ・ 技術条件の変更が行われた場合であって、設備の改造または変更が必要になった時は、使用者がこれを実施する。
  - ・ 設備の運用開始後、KDDIが必要と認めたときは、随時に技術条件に関する点検を受ける。
- (3) 使用契約者は、設備の変更、移転、設置場所、の変更及び撤去等の工事を行う場合は、  
様式第3号によりKDDIに変更等の申請を行い、その承諾を得た後実施するものとし、また、その設備の使用はKDDIから通知があった後とすること。
- (4) 工事等に要する費用は、使用契約者が負担すること。
- (5) 営業規約に基づく権利の譲渡があった場合は、その譲受人が使用契約者となり、海事衛星通信サービスの提供を受ける権利及び義務を承継すること。
- (6) この使用契約の解除は、様式第7号（使用契約解除通知書）により行うこと。
- (7) KDDIは、この設備をKDDIの電気通信設備として使用することについて、使用契約者に対し、その対価の支払い及び海事衛星通信サービス料金の減免を行わないこと。
- (8) KDDIは、使用契約者が以上の条項に違反した場合、使用契約を解除することがあること。

以上